解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

大阪市中央区内本町一丁目四番一二号ＮＰＯビル三〇四

特定非営利活動法人日タイ国際交流推進機構

清算人　松井　一征

解散公告

当社は、平成二十八年三月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

島根県出雲市大社町修理免八二一番地三

有限会社ホテル出雲

清算人　万代　正顕

解散公告

当社は、平成二十八年三月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

山口県宇部市中央町一丁目四番八号

有限会社日之出商会

清算人　小野さよ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

徳島県吉野川市川島町桑村九七四―一八

有限会社三共縫製

清算人　高木　好史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

佐賀県唐津市西寺町五〇〇番地一

特定目的会社唐津

代表清算人　高田　征夫

解散公告

当法人は、平成二十八年三月五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

長崎市竹の久保町八番四号

特定非営利活動法人ウイキャン・サポート

清算人　城戸　修一

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

宮崎県宮崎市大塚台東一丁目三一番地四

有限会社ナンキ商会

代表清算人　谷口　道郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日盛岡市長の設立認可の取消しにより解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

盛岡市山岸字大平一〇〇番地一六

盛岡市大平土地区画整理組合

代表清算人　室野　榮一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年三月一日茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

茨城県水戸市見和一丁目三三一番地の五

医療法人鈴木耳鼻咽喉科医院

清算人　鈴木　隆夫

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したにで、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

平成二十八年三月二十九日

東京都新宿区新宿一丁目三六番四号丁子屋ビル七階　日本住宅建設産業厚生年金基金

代表清算人　阿部　憲一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年三月七日台東区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

東京都台東区東上野五丁目四番三号

上野下アパートマンション建替組合

代表清算人　森瀬　光毅

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

三重県四日市市中村町一六三五番地の二

清算法人中村土地改良区

代表清算人　伊藤　欣司

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

大阪府大阪市北区天神橋一丁目九―四

大阪府食品流通厚生年金基金

代表清算人　山下　明

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十八年二月十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

兵庫県淡路市久留麻二三八番地一

清算法人東浦町土地改良区

清算人代表　新阜　京一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十七年四月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

熊本県葦北郡芦北町大字田浦町一二九七番地一

医療法人社団宮坂歯科医院

清算人　宮坂　眞理

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年九月二十六日開催の臨時社員総会決議により、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番七号日本ブランズウイックビル二階

医療法人社団慈高会

清算人　大高　道夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年六月十二日開催の責任役員会の決議及び平成二十八年二月二十四日三重県知事の認証により同日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月二十九日

三重県津市久居寺町一一九九番地

宗教法人青陽寺

清算人　中山　義彦